

銀行による保険窓販について

2011年5月27日

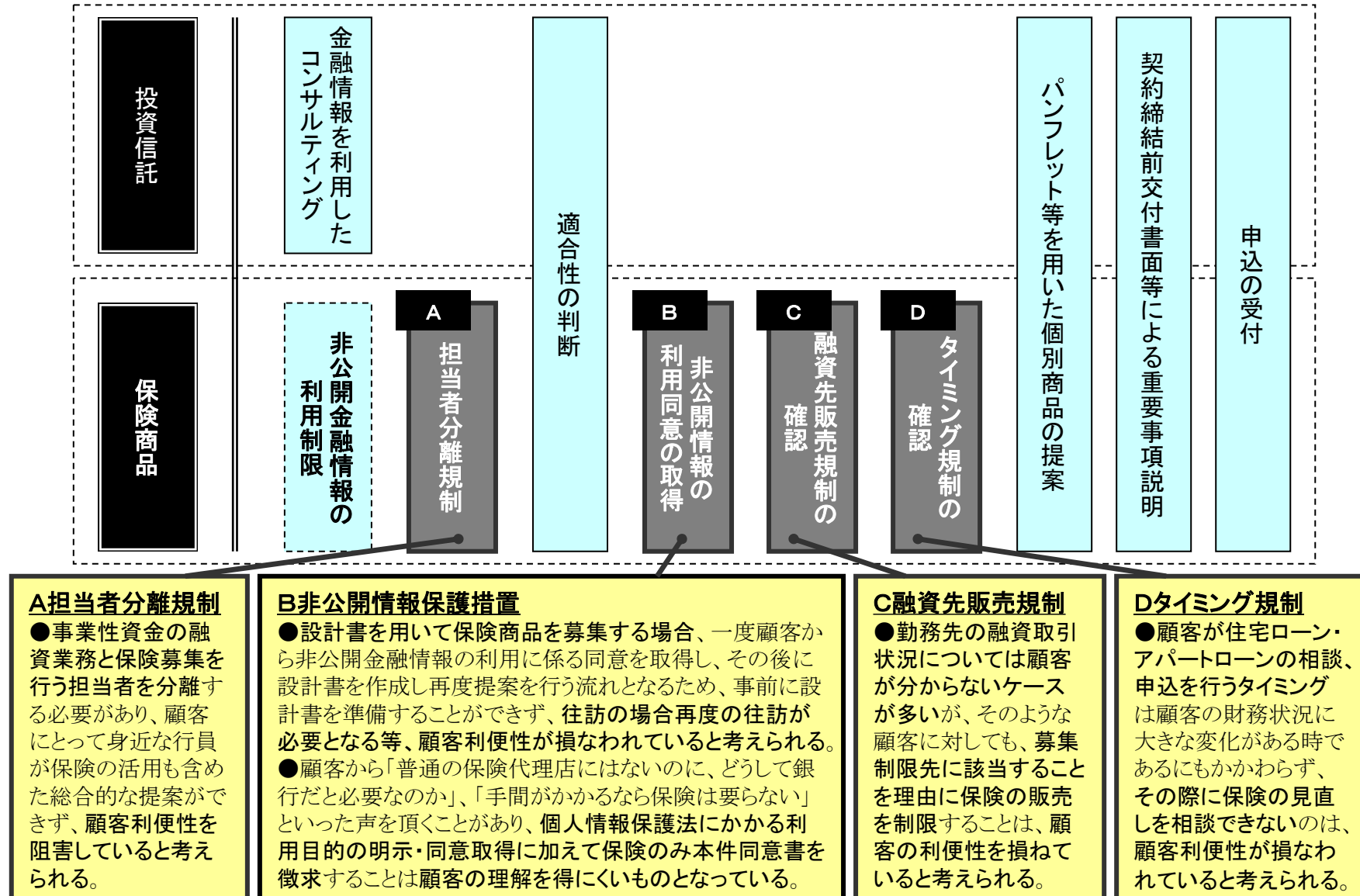
信託協会

会長会社 みずほ信託銀行

投資信託と保険商品との比較

勧誘・募集前

勧誘・募集



※ A、C、Dについては、第3次解禁、第4次解禁商品のみ。

銀行の保険窓販に係る弊害防止措置については、 今回の見直しにおいて全面撤廃されることを要望

主な規制	規制内容	見直しを求める主な理由
<u>A担当者分離規制</u>	● 事業性資金の融資業務と保険募集を行う担当者を分離する措置	●既に優越的な地位を不当に利用した保険募集を禁止する措置や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰と考えられる。 ●顧客が自ら来店のうえ保険加入の意思表示をしても、申込みを謝絶せざるを得ない場合があり、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害していると考えられる。 ●(A担当者分離規制)顧客にとって身近な行員が保険の活用も含めた総合的な提案ができず、顧客利便性を阻害していると考えられる。 ●(Dタイミング規制)住宅ローン等の個人ローン取引は、銀行間の選択等顧客に選択の幅があり、銀行側の圧力募集に繋がる懸念は少ない。 ●形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担が大きい。
<u>C融資先販売規制</u>	● 事業性資金融資先に対して、手数料を得て行う保険募集を禁止する措置 (対象となる顧客は、①事業性資金の貸出先である法人、その代表者、個人事業主、②事業性資金の貸出先で、従業員数が50名以下の事業者の役員、従業員)	
<u>Dタイミング規制</u>	● 融資(住宅ローン等の個人ローンを含む)の申込者に対する融資審査期間中の保険募集を禁止する措置 (対象となる顧客は、①融資を申し込んでいる顧客本人、②融資を申し込んでいる法人の代表者、③法人の代表者が当該法人への事業資金貸付を申し込んでいる場合の当該法人)	
<u>B 非公開情報保護措置</u>	● 顧客の非公開金融情報を保険募集に係る業務に流用すること及び顧客の非公開保険情報を保険募集に係る業務以外に流用することを制限する措置	●銀行以外の代理店は本規制の対象外であり、銀行が保険を販売する際にのみ適用されるのは合理性、公平性を欠くと考えられる。 ●個人情報保護法に基づく利用目的の明示・同意取得に加え、保険募集、商品説明等を行う前に同意を取得することは、顧客の理解を得にくい。 ●銀行は、内部管理態勢を構築し、個人情報の厳格な管理に取り組んでいることから、本規制を撤廃しても顧客保護等の観点から問題はないと考えられる。